

ポリオの会会則

第1章 総則（名称、所在地および事務所）

第1条（名称、所在地および事務所）

1. 本会はポリオの会と称する。事務所は別途、細目で定める。

第2条（目的）

1. 本会は、ポリオ経験者が自らの障害に対処するために、ポリオ、ポストポリオ症候群（以下、PPSと称する）の知識を学び、正しく伝え広め、ポリオ経験者間で障害に対処するための情報を交換し、協力しあえる場をつくる。
2. PPS等に関する情報を集め、医療機関等に、PPSへの認識と理解が得られるように働きかけ、医療や社会的支援を求める。

第3条（活動）

本会は前条の目的を実現するため、会報の発行と定例会等の開催その他の活動を行う。

第2章 会員（会員）

第4条

1. 会員は、本会の目的に賛同し、その活動を理解し、協力する個人および団体とする。
2. 会員は本会活動のため年会費をその年の末日までに支払う。
3. 当該年度分未払いの人（1年滞納）を年末に退会とする。

第3章 機関・会議

第5条（機関の種類）

本会には次の機関を置き、代表者がこれを招集する。

1. 総会
2. 世話役会

第6条（総会の性格と構成）

総会は会員により構成される。

第7条（総会の開催）

1. 総会は年1回、会計報告から3カ月以内に開催する。
2. 臨時総会は世話役会が必要と認めたとき、また、会員の3分の1以上から請求があったとき、随時開催する。

第8条（総会および世話役会の成立と議事）

1. 総会の成立と議決は次のとおりとする。
 - ① 過半数（委任状を含む）で成立。
 - ② 出席者（委任状を含む）の過半数の賛成を必要とする。
2. 世話役会は、必要に応じて開催する。

第9条 (総会の機能)

総会は次のことを行う。

1. 活動報告
2. 決算・予算の承認
3. 活動計画
4. 世話役および会計監査の選任と解任
5. 会則の改廃
6. その他必要と認めた事項

第10条 (世話役の選任)

世話役および会計監査は総会で選任される。

第11条 (世話役会の構成と機能および任務ならびに任期)

1. 世話役会は総会で選任された世話役で構成し、総会の決定に従って会の運営に当たる。
2. 世話役会の業務分担は世話役会で互選する。
3. 世話役と会計監査は相互に兼務することはできない。
4. 世話役と会計監査の任期は2年とし、再選を妨げない。
5. 世話役と会計監査の人員および主な運営活動業務は次のとおりとする。
 - ① 代表者 1名 会を代表する。
 - ② 副代表者 若干名 代表者を補佐し、代行する。
 - ③ 会計 4名 (うち責任者1名) 金銭の出納を管理し、決算報告と予算の立案をする。
 - ④ 名簿担当 2名
 - ⑤ 会計監査 2名 会計を監査し、結果を総会に報告する。

第4章 会計

第12条 (会費および会計年度)

1. 本会は、会費と寄付金等をもってまかなう。
2. 会計年度は1月1日から12月31日までとする。

第5章 付則

第13条 (その他)

1. 本会会則に定めのないもので、必要な事項は世話役会で定める。
2. 本会はあらゆる政治・経済・宗教団体に対して中立を原則とする。

第14条 (会則の発効)

本会則は平成14年6月1日制定施行する。

平成18年3月21日改正

平成23年7月16日改正